遠江国
可睡参詣

414
A 75
6

宮内省圖書寮

故權中納言從三位水戸原烈公墓誌

公諱啓昭字子信號景山水戸武公第三子也平生外山氏寛政十二年三月十二日於江戸小石川邸文政十二年哀公薨公以遺命為嗣襲封叙三位任左近衛權中將尋拜參議天保八年任權中納言弘化元年致仕從駒籠別墅萬延元年八月十五日病薨于水戸城享年六十一有二十二男十五女不肖慶篤既封公失明景斷氣宇廓如也勵精圖治知人器任崇神道排異端講兵事革宿弊設學校以明倫理正經畏以安毗黎痛禁奢靡以自率物令行禁止

大正十一年四月
侯爵邨尚寄贈

士民悦服與翕然称水藩之治有西山先公之風矣
夙明家刻格灌落職等　天朝敬　幕府小大之事
知與不言慮然以身任天下之安危者殆三十年四
方與仰其風哉馬平居深慮虞狄之為患講究守
禦之術前後屢有所建白其言無不皆驗及薨識者
深悲其志業不遂焉九月廿七日葬于常陸久慈郡
太田鄉瑞龍山隘烈公

〇哀子□□謹誌

〇一水戸侯士按演武場之中央ニ設ケ水戸藩ハ勿論諸藩ニ
連ル侯ハ之ニ倣ヒ場中ニ仮ニ公儀人数揚ヲ出ス之用
ヲ為ス場ハ作ル所中人数制軍器場ハ深ク広ク大混雑
ニシテ以テ場ノ近ク小ク家ヲ構ヘ諸侯ニ分ケ設置シ
諸侯ハ小イキリスト云フ軍艦ハ式艦大船ハ六十五石
ノ船ニ只ニ兵器ヲ作ル之ヲ人数ヲ清朝ニ送リ毎ニ
ニ容易ニ動キ下ル為ニ下ル者ニ
こうしてうつし

土月廿五日松保之洗

○一当年ハ上坊為ニ本邦御攘夷之儀を来る十月日より海
陸兵総督府御保り御請合ニ而　下通年中ニ而より上ニ而
如何之御儀ニ而　盤遊郭無限ニ而御座候様ニ而も第る
病気ニ而於ては慢心御家中ニ而ハ奏候ハ服気を
荷抑とて見ハ地も彼方ニテ如く　米価も下落之由
噂ハ聞ニて承リ候て　江戸も諸色大高直ニ而誠ニ絶
ニ而兵と見ル由又異国船並ニ急之　御城高時「ホルトガル」
「フテニス」「ドイツ」「フロイセ」「アメリカ」「キラニ」異なる　数
帛系銅油燭異国ニ而数ヶ国ニ而相持ち来り候を
自然之諸色ハ益騰上いづれニ而遠四海困窮ニ迫りての

ナレ共既ニ当世ニ中ニて御城し且又此頃ハ「フランス」「イギ
リス」と相論候由　対朝信用ハ強く中々申来り申候
節ハ清朝ヲ先月打滅ニ而軍艦ニ而日本地信用ニ而して
於清国乃之中ニ而之由併ニ而遠大変ニ而御服気
御座候御藤養之御城ハ徳治先ハ無之　戦場出来ニ而
ナレ共ヶ様ニ候由　日々日増至而急罷出候
ニ而子大変ニ而御城ヘ急武威難々とて候得
ニ常ニ而異国之船の事ニ而昔様ニ而上て
○一恒例も先達而「アメリカ」ハ云罷通而日記ニ而
何れも年々清蓮相来り申候之由ニ而候　世界一

国と帰りて五月節句に茶事申示会に
も参ぜんと

青方

牛山、、様

村山、、、

◎一番に以前く異文を以て自下面アメリカ人地球一周
いたし帰帆致候ものと人生鳥獣草木之天賞余風
出之奉候器械に至る迄寄事実役務之毫に等
ども有之事柄 ふ仏蘭西亦アメリカ日出之義

安政七庚申年 閏三月初旬 改元嘉永

漢 土咸豊十年 伊国元年

西洋紀元千八百六拾年也

亜墨利加獨逸国 八拾五年也

通路次之義申

九月北アメリカ合衆国ワルホルニヤ サンフランシスコ港に
着三月十八日出帆船頭ナ南に向テ行キ三カ月にて西
海に添て走る間三月廿日南アメリカ ハナマ港に着ス
此節日ヲ北に見る寒暖九十度余暑三月廿五日蒸気車にて
アスベンハル迄日本道二十里余の道程二時の内に走る

国ヘ帰リ候ヲ以テ節ヲ分ケ別ニ差下申示遂会ニ
も差出候事

青木右

竹山、、様

村山、、、、

○一第五月廿五日同アメリカ人ヲ地球一周
いたし候帰帆ヲ待候ヲ人生鳥獣草木之天賞舎風
出之奉使器械ニ至ル迄寸毫ニ差
ども相分申候 山仁皆武右アメリカ日付ニ差

いたし清雲丸東ヘ下 迄ニ差上ケ 通路ヲ差中
度ニ付しるし

○申二月十六日横濱出帆 蒸気船ニ乗ル 横浜ヲ出ル
ヲ出ル二月十四日東洋群島ニ有サンドイス嶋ニ着ス 八日
迄同石洋面日月同不知帆船ノ頭ヲ東北ニ向ケ走ル三月
九日北アメリカ ムカ 迄石 カルホルニヤ サンフランシスコ港ニ
着三月十八日同不知帆船ノ頭ヲ南ニ向ケ フキシカ ウニ西
海ニ沿テ走ル間三月 廿日 南アメリカ 八十マ 港ニ着ス
此節日ヲ北ニ見ル 寒暖九十度余 翌廿一日 蒸気車ニテ
アスベンハル 迄日本道 二十里余ノ道程ニ 時ノ写ニ走ル

早キヿ捨モ走馬ノ如ク此地至テ熱国艸木繁茂シ
各枯ヲモ猛獸大蛇多シト云「アスベニハル」ニアソリカ
早船来テ迎待此船長ヲ五十名撰セラルヽ大砲六十
挺ヲ備ヘ同三月　七日「アスベニハル」出帆同十三日キバ島
ヲ右ニ見テ「メキシカ」海ヲ航ス十日「ハニヒトン」ノ港
門ヲ十里ヲ過ル碇泊ス「ハニヒトン」ノ港
号金線ヲ言語ヲ通ス此ヲ以テ日本人ノ着ヲ告ク此
地ヨリ上陸ス亦ノヿヲ返報スカ方日本出帆ニ船
頭ヲ南ニ向テ方四日「ハニヒトン」ト云不ニ着碇泊ス五
日「ハニヒトン」ノ迎船川蒸気船来レル長ヲ三十名撰

カ号此船義羅十九丁言語ニ絶ス此地ヨリ「ハニヒトン」ノ
川口迄里数千里川口ヨリ「ハニヒトン」迄五十里夕七ツ時
分ニ「ハニヒトン」出帆翌六日午刻ニ「ハニヒトン」ニ着此
不迄川巾廣狹アリ七丁ヨリ十四丁ニ及ブ此「ハニヒトン」
ハ共和政治合衆國三十三ヶ國大統領ノ都會ナリ
日本人ヲ馳走善義ヲ尽ス四月十日「ハニヒトン」ヲ出
蒸気車ニ乗リ我二十二里余「ボルトモン」ト云都府ニ
着ス翌十日又蒸気車ニテ同所ヲ発シ「フルデルヒヤ」
一日ニテ至ル行程五十里此都府ヲ立ツテ繁榮同
所ハ人目迄帰国前見物ス同所ハ八日発ス又蒸気車

ニテ行程我七十里ハル〻下ル所ヨリ「ニヨウロク」迄
行程我三十里川蒸気船ニテ行ク即日「ニウヨロク」ノ
都府ニ着ス九月十二日同所出帆帰路ニ向フ廿九
日「アブリカ州」ノ属嶋ヘルト云嶋ニ碇泊石炭ヲ船
ニ積入二日泊ス六月二日同所出帆船頭ヲ東南ニ向ケ
走ル同十四日今日赤道ノ直下ヲ南ニ過ル同廿一日「ア
ブリカ州」「ホルトカル」領「ロアニト」ト云所ニ着ス此所ニテ
薪水食料石炭ヲ積入ス此地ヨリ南極星ヲ初テ
見ル南極星ヲ周旋スル星四ツアリ一夜ノ内ニ替リ
廻ル同月廿日「ロアニト」出帆船頭ヲ南ニ向ク七月十日

今日喜望峯ノ南海ヲ片線ヲ画ニ東方ニ過ル此地
ヨリ南極ヲ見ル我國ヨリ四ツ時ノ日光ヲ見ルニ同ジ
船東ヲ東ニ向ケ八月十七日「ジヤバ」谷ニ「ジヤガタラ國」
ニ着此地和蘭領ナリ同所薪水石炭ヲ接同所上
陸ス七月出帆船頭ヲ北ニ向ケ走ル此間赤道ヲ北ニ過
九月十日ニ「ホンコン」ニ着此地モト唐朝ノ地布哇「イ
ギリス」領之十八日同所出帆船頭ヲ東南ニ向ケ大
灣王ノ南海ニ添イ又船頭ヲ東北ニ向ケ廿四日流
球國ヲ三里程左ニ見テ薩州大嶋ヲ左ニ見九月
十九日日本核濱帰帆此航海中大陽ノ直下ヲ

過ル丁四度赤道ヲ過ル丁寒暖四十五度ヨリ九十
三度ニ及ブ半旬之内或ハ綿入ヲ脱シ或ハ単衣ヲ脱
又船ノ動揺二十六度西月廿七日ノ颶風動揺三十五
度ニ及ブ
右ハ去ル安政元年ヲ起ス且往来一周又通路ヲ記
スルモ已ニ以テ見ル所ノ概略之日記ニモ非ラス恒花堂
覚帳ニノ續キヲ拾記スノミ所謂九年ノ一先ヲ
上奏且名所中 私家 他見ハ少見ル所ノ作
申原 永禮 先ハ帰ル

安政七庚申年 閏三月改元萬延
○亞墨利加國使節姓名録 原書 三高山蔵

○運艇浦奉行 武州石○本村 根津寺
○外國浦奉行 〃 ○村垣淡路寺
○同 〃 ○新見豊前寺
○浦賀 武州浦賀石○小 原豊後寺

○西浦番上席大浦番 ○白須甲斐ヲ称組

○清遠船数拾方改之　○勝麻右衛
○清遠船拾弾所勤番組氏　○佐原　恒蔵
○浦賀清奉行組与力　○佐倉相馬元
○江戸与力馬場弾正　○服田源九郎
○浦賀清奉行組与力　○浜田仲蔵
○同下役　○山本勇次郎
○江戸与力馬場組目人　○浦本市郎
○清蔵清役方　○中浜萬次郎
○清勤定組氏　○茂田長蔵
○外国清奉行与力組氏　○威臣吉郎

○同　船役　○塚原十五郎
○清勤定格清使之目附　○中村茂蔵
○同　○日高定之丞
○同　○判部源之丞
○外国与力組定役　○吉田左右衛門
○同　○書生之丞
○与力勤定格通辞　○右村五八郎
○同　○立右得三郎
○清小人目附　○栗原喜八郎
○同　○浅陣左之助

○寄合所医師　宮崎玄元
○浦賀所医師　村山伯元
○松平紀伊守様所医師　川崎道民
○松平伊豆守様所医師　中野文弁
○松平越中守様所医師　牧四郎兵衛

○安政六年五月ヨリ五ケ国交易　御免ニ相成ル
亜墨利加ハシントンニ府ニ帰上使ヲ立ラレ井巡見作
出サレタル所ニ帰ル安政元年　那馬矢二月十
二日浦賀ニ来ル感応丸ト申ス帆船ニテ同十三日
出帆イタシ校渡マデ航海ニテ

同十九日ホウハツタントニ船ト共ニ一同出帆ス尤アメ
リカ船海上壱丁トニテ蒸気船壱艘但ニ長サ五十
間巾二十間ナリ日本船ハ長サ四十五間余巾十五間ホ
リ是ハ三十マタ人ナリ浦賀清後拾三丁ニ川太郎右
○工門様浦賀代官川路聖謨ト応接ニ成ル
トスハ土佐国中浜ノ漁師ナリケル力天保十子年四月
五日源流ニアメリカフウ国ニ吹付ラレ十ケ年ノ内
彼ノ国ニ居テ（嘉永五年子八月阿蘭人ニ送リ届ケラレシナリ。）ノ内ヨリ組作
付ラレ「アメリカ」ニ「イタタル」「アメリカ」「カルホルニアカ」ニテ
ルノ港マデ此太平海ヲ　兼　ツテ五十里蒸気船ニテ

十日浴十リ是ヨリ東江海ノ入海ニイタルヲ史ヨリ
伯流川ニイタツテ四百余里又ハニシトニノ都マデ
陸地二千里十リトゾ

○亞墨利加國ニ下オルノ品々

一清太刀　斗腰　一清羅紗風　二拾
一清鞍鐙　一組　一清料紙硯　三
一清遠桐　三　一紙子清幕
一大和錦　十　一竹細工蒔絵
一錆細細工蒔絵　千本

○面頭世上漫紛紜都以毀譽褒貶白雲天下英雄終底
指平生知モ稱道君林梢風歇鶯声渭樹角月啣梅
気董自戒宴安如鴆毒庭来泊國要勞勤

右肥前長崎作

○何朝世上浸紛紜英気元凌邉海雲頼ヲ一樽修宿
好不須反坫會邦君西山道霸爰相聞桜里余香典
誰董莫甘膳無方大設俗客豈為維賓勤

右水戸長崎作

○卜聖北英たゝ方山まうゝ春て注てゝ少しゝ春の海里
一日二日蕊ノ春ゝ知ゝ我ゝ　大君ハ

ひえぬ法師をころえめれど汁ハ小叶ぬ事は

右ハ水戸之侍先生御しらる事静かめぬと

高山彦九郎事山之ハ竹源ハ畠山脇先生見世人犯と参し之

奉り西之自害事ハ竹山先生俗讀ノ集出とう

中秋月十五日　生　筆状　後筆

○横須賀之交易此度は始りし趣を聞及申候

清朝及び西洋天竺其外諸国共交易之る勝手ニ存

水府老公を始め流石生とも知り兼候　実ニ安倍

とまらぬ

○須々目田御用達廣瀬源之丞より参りし筆跡ニ日本

御出巻と思ひ候事ニ御座候ひとつ上御元潤之御成ら之

御船出之ことより参

筆るハ御かし其ハ書西洲卿入り候しに御取扱之通厳秘

ニ岩倉卿御他見も御無用ニ候

石巻ハ一笑ニ付し御座候　御決中下さし候　かしこ

十二月廿日　　比古

二白

○水戸老公之御墓　并ニ　塩谷松陰先生之上書し来

陽入御覧ニ入れ候ハ上

○亜墨利加言（アメリカコトハ）

○父ヨラニヘ、母メラニヘ、夫婦バカンバア　金キャニバア　銀チ
イバン　銭ニヨンチヤ　土産マシンチヤ　遊山モレフル　弔ムカチ
ヤ　芋リヨン　肴キヨンホウ　甘ヒ丁マン　墓フルイン　家
コンテナ　菜ヒテンホ　大根スンチ　味噌ムチヤ　役人モツ
コウ　畑フウ　三味トラチシ

○魯西亜言（ロシヤコトハ）

○家ムウゾウリ　坊子クルラウハ　強イ丁ヤワハンヨ　イ丁ホヒ
ヤウコウツクヒキ丁ガバアヤ　見苦ミキ丁ギヤバアヤ　銭
ホルロス　手アリリヤン　腰ヅツメラ　出逢ヒニカニス　田

カアイ　豆ホオン　雑アンドル　雀モイシン　鳩アンドル　烏
カラアイ　家鴨ムヽア　畑アウケル　泥坊チイブウ　年増
トヨウブウ　ニイメイロ

○英吉利言（イキリスコトハ）

○日出度ヂケトバア　淋しき事バクイン　坊子クラマ　大
波下ウブリ　おぎやゝラア事ロニデヤ　鳴ノ和カロトン
畢バットウ　船キャヒュツ　父ヲニチイ　母リニバル　我子
ボクツユチ　おぢちラヘット　蛇ダツクイ　湯屋カウブル
まじしクニゲリ　高人ヨウロウノ　職人ヤヤニコウ
ゐわく事タトニダラ　屋ヒアクッユ　お宝ニラチイち

んちゃのアホオリ　ばるんぢ　ポロンポ　きんぐ風キャニナル

○蛟夷言

○父ハンベ　母ハボ　亭主ホリ　女房マリ　箒西ミアシベ

帯クッチ　酒カモイチハンベ　餅ミツト　烟草ムバユ

飯アヤ、　米アマ、　麥クムリ　男子ヤルベ　兄ユウビ

女子ヤヘリ　弟アキ　病人　亭ムルふんどし　チヨウスケ

ゆうちゃしイモマ　ちゃ　チヨロ　ヲブケ　ちんぢこナイ

ばるんぢホナ　ちんぢホキ　春ハイカル　夏ナツ　秋

ニヤリ　冬マリ

○肥前長崎ヨリ萬國海上之里數

○南京ロ　三百四十里　○北京ロ　九百九十里

○山東、　四百里余　○朝鮮、　百四十里

○琉球、　三百四十里　○大宛、　六百四十里

○安南、　千四百里　○天竺、　二千百里

○新阿蘭陀、　四千二百里　○阿蘭陀、　一万二千五百里

○英吉利、　一万二千六百里　○南蠻、　九千里

○太阪、　二千百里　○魯西亜、　千二百里

○西亜利加、　五千里

○ヲロシヤ國ヨリ日本迄之道法

○ヨロシヤ國府ヨリ　○デーヲマルカ迄　五百里
○デーヲマルカヨリ　○ヱンケラント迄　六百里
○ヱンゲラントヨリ　○カナリヤ嶋迄　二千里
○カナリヤ嶋ヨリ　○アラシリ迄　三千里
○ブラシリヨリ　○マルケサ迄　四千里
○マルケサヨリ　○カムシカツト迄　千里
○カムシカツトヨリ　○日本迄　千里
ノ凡壱万二千百里

はのまき　淡江雨江晴如畫
世千屋き　雪絶弓金戸山

所護過吾妻橋
青年此地嘗殷遊花下銀樓月夜舟白首今年何所
見滿川風雨伴霧愁

右ハ水戸若年寄ニテ常陸帯ヲ述ル藤田
虎之助彪ノ作ナリ　是山上　所作ニ遭ヒ
玉ヒシトキ因夜ト十ル其時途中鑑興中
ニテ作リシヨシ

[illegible]

右柳川侯近頃法令厳敬[illegible]

[illegible]

同 病[illegible]駿馬[illegible]江東緩歩王侯退[illegible]前丹後骨古志[illegible]安例

右柳川[illegible]

同 時[illegible]

右細川[illegible]

同 四方[illegible]

右細川[illegible]

同 [illegible]嶋萬[illegible]意気豪西南決[illegible]湖萬[illegible]奴差有侵[illegible]事舞血

[illegible]肥前侯[illegible]中作

奥州會津松平肥後守様[illegible]領内仙田村百姓

[illegible]

養米借用之事

○一 此度小児患ニ罹り為養米粟七斗借用ニ参候
隣国迄之帰り時之 返納年 限取可申也

伊豫守源義經 判
武蔵坊辨慶
亀井六郎
直常

加州出羽守
富樫どの

右ハ江戸表ゟ中帰りハ返申二十年迄 余り多分之年 取返し上て

○ 江戸 浅草天王町 敷打之 次第

○一 去ル丑近 何町ゟ年季縛ニ
奉公致之候所

右伝太郎 羽生村百姓
忠三郎妻 於
 年六才

日本橋名主 幸七娘ニ

同国河内郡
上根本村 名主
 五十二才

一

頃ハ七十年 己前 名主 御先祖之 代名主

この同志の者ども相共に村内積石金八百余両
を集め元締所を定め毎年六月に米を買ひ入
用に相成候様に思召合ひ仕候ハ、全く
仏法の為にもなるべしと存じ候ハ、
実に村内の為にもなるべしと存じ候
書面の中に積石金方家元別入之儀之儀
有之候ハ、今知れる人大変と思ひ合ひ
み思ひ合ひ人ども共に実しき上様に嘉ひ
元元のことに和家出ずるに神仏を行ひ
者ども方々に神仏之利益を故お後之

十四

たるを極り地方市場を廻せし後に巻の終
右之廣起珠氏より到来

① 昌山上 去る戊寅年 天保九年六月 中家中、和しるす
附書

② 己年中年面者之面作之米穀を乏しく之所気
附者ハ山上伝兵衛より之第一今年面作ハ
国中士民の救命なるハ日夜心思者し発て天
地之変ハ人の力と乏ハ第右之面之盗と

されば上下一ツに成て人事を尽し候はゝ天地に通し
豊年も致し来るに可有之 兎角上下艱難をしのぎ候へ 上
下とも人力を尽してこそ上下諸共に飢死なくんば天
命を可存 君子は民之父母にて是を仮初にも国中数千
万の人民は父母と仰ぐ事なれ 然るに子共飢に迫り候を
見候て見殺しにはせまじ 是によつて当年七月之間閉席し
て庶寓静 吉田若宮へ五穀成就萬民安穏の大願を
立 命をも不惜 年中の食を用ゆる事は恐懼之事也
我等并家中初め一同に日々二度粥を食し 上は天
道之照覧 下は民之患へを救ふ心得にて 此上何れ之

右年にても国中米穀不足に候ハゝ其又
粥を用ゆ候とも不余来 国中法度に致候へば
うちも宜しく候とも 初め国中役人我等が心を推察いたし
今日の米穀を余し 家中の飢饉は民ハ救ひ
手も道理之所 艱難に及び 兄弟十人あらば一人は家来人
之諸味美食たるべき二人も粗食の勝手五十石
飯食し 二人は余り民之食を用ゆる事 余計多く御
免し無之 初め此方人々各食を省ち 当時
の月よりして 家の食を用ゆべからず 十八以下ハ金子
屋し 我等が目には某も国中 士民の父母也

中村士氏五〇兄弟同拵恵ひ給しき者いとく倹
約して富める者と成ひ給ひ家の為に心を尽す者
我ひとり富ませ一族ひとも富して世界共人々頼ひ
成り給ひ心を尽し中ゝ銘氏是なるべしく共上
ひ給ひ心ゆたかなるの所共法ち神ゝ実氏
以て永歳成就の行如ち筆め一族ひも食を富して
一人ひも人を助ん為ひ為ひ給ひ

六月二日

御花押